

夏季訪問入浴サービスの 利用回数の増加

拡充
4,508千円

重度の障害のある人に対する夏季（6月から9月）の利用期間について、訪問入浴サービスを月4回（一部の利用者は月6回）から月8回に増やします。



【変更内容】

令和7年度まで

月4回
(一部の利用者は月6回)



令和8年度から

全ての利用者が
月8回

重度の障害がある人への 職場等介助支援の開始

新規

2,810千円

企業や自営等で働く重度の障害がある人に対して、重度訪問介護等事業者を通じ、職場等における介助や通勤の支援を新たに実施し、重度の障害のある人の雇用と就労の継続を図ります。

【支援内容】

- 重度障害者等が通勤や職場等において必要とする移動支援・身体介護など

【対象者】

以下のいずれにも該当する人

- 重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの利用者
- 民間企業に雇用されている人、または自営業者等の人
- 1週間の所定労働時間が10時間以上であること



※本事業は、国の「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を活用したものになります。

重度の障害のある人を受け入れる グループホームの増加

拡充

15,695千円

市内の障害者グループホームにおいて、医療的ケアの必要な人や行動障害のある人の受け入れが促進されるよう、国の報酬を補う形で、市独自の運営費助成制度を新たに実施します。

【助成内容】

助成対象	助成額
医療的ケアの必要な人を受け入れた場合	2,300円/日
行動障害のある人を受け入れた場合	1,400円/日
	700円/日 (ヘルパー利用特例)

医療的ケアの必要な人の 移動支援の充実

拡充
3,560千円

医療的ケアの必要な人の移動支援を充実させるとともに、自力での通所を訓練するための移動支援を開始します。

- 医療的ケアが必要な人への対応を促進するため、新たな加算を設けます。
- 将来の就労等の可能性や社会参加を見据えて、通所施設や学校に「自力で通うことができる力」を身につけるための訓練を目的とした新たな加算を設けます。

【助成内容】

助成対象	助成額
医療的ケアの必要な人を受け入れた場合	1,200円/時間（上限は2時間まで）
自立通所（通学）支援を行った場合	1,200円/時間（上限は2時間、100回まで）

通所事業所の送迎体制 の充実

拡充
21,216千円

市内の通所事業所による送迎を促進するとともに「自力で通うことができる力」を身につけることで、将来の就労の可能性を広げることを目的に国の報酬を補う形で、市独自の助成制度の創設、新たな補助メニューを設けます。

【助成内容】

助成対象	助成額
送迎を実施する場合（生活介護）	送迎加算利用者の割合に応じ 570円/回または270円/回
送迎車両の購入費助成（生活介護）	150万円（上限） 補助率3/4
自力での通所を支援した場合 （支援回数の上限は100回まで）	1,200円/日 （放課後等デイサービス）
	3,000円/日 （生活介護）



障害福祉サービス事業所等 への研修費用の助成

新規
2,390千円

障害福祉サービス事業所等の職員のスキルアップや利用者サービスの向上を目的として、職員が専門的な研修等を受講した場合の研修費用を助成します。

【助成内容】

研修の種類	助成基準額
強度行動障害支援者養成研修	3万円
喀痰吸引等研修（第1号研修）	10万円
喀痰吸引等研修（第2号研修）	8万円
喀痰吸引等研修（第3号研修）	4万円
重度訪問介護・行動援護・同行援護従事者養成研修	4万円
障害者移動支援従業者養成研修（全身性・知的）	4万円
福祉有償運送運転者講習等	4万円
その他、厚生労働大臣及びこども家庭庁長官が指定する機関が実施する研修のうち、障害福祉サービス等報酬の算定の要件となる研修	3万円